

平成 29 年度予算編成方針

I 現在の経済情勢と本市の財政状況について

我が国の経済情勢は、アベノミクスの効果により、企業収益は過去最高水準となり、就業者数は増加、また大企業等では3年連続でベースアップとなる中で、実質賃金が上昇し雇用・所得環境は大きく改善するなど、経済再生・デフレ脱却に向けて大きく前進している状況が見られる。しかしながら、アジア新興国等の景気の下振れや6月に英国の国民投票でEU離脱が支持されたことによる、先行き不透明感の高まりなど、世界経済にはブレーキとなる要因が相次いで起こっており、将来に不安を抱き消費が抑制され、雇用や所得環境が連鎖的に反応し、負のスパイラルへ進んでいくことが懸念される。こうした中で、平成28年9月の月例経済報告では、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としており、人口減少・超高齢社会の下での期待成長率の低下、未だ実感に乏しい子育て環境の改善や現役世代の先行き不安等が根強く存在しているが、これからは、「新・三本の矢」で成長と分配の好循環を確実なものとする事で、地方を含め日本経済全体の持続的拡大・均衡を目指し、一体的に推進していくために、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2016」などを閣議決定し、今後も引き続き推進していくとしている。

本市の財政状況は、27年度の決算において、歳出面では人件費や扶助費といった義務的経費が激増している中で、歳入面では市税収入が前年度に引き続き全体の5割を切る46.8%となり、前年度比では2.8ポイント低下しているものの、税部局の収納努力により低下幅を最小限に抑制させていることは評価することができる。財政構造

の弾力性を示す経常収支比率は97.6%と前年度より0.8ポイント改善したものの、県内都市の平均では2.1ポイントの改善となっていることと、県内都市16団体中14番目であることを鑑みると、毎年経常的に支出をしなければならない経費は着実に増嵩しているが、その反面歳入の根幹をなす市税収入は、それに見合った分だけの増収には達していないため、その他の歳入を充てて財政運営を行っている厳しい状況であることから、不十分な歳入と硬直化した歳出といった財政構造は一向に改善されておらず、今後歳出削減や財源確保を進めていかなければ、指標の悪化とともに、さらなる財源不足の拡大を招きかねないことが想定される。

このような状況の中で、人件費の歳出総額に占める割合は高い水準を推移しているうえ、少子高齢社会に対応していくために必要な扶助費等の関係経費の大幅な増加が見込まれている。さらに優先的政策として30年4月の待機児童解消の目標を着実に達成するため、「新たな待機児童解消対策」に取り組む必要がある。加えて、市債においても、ここ数年間の事業債の発行の増加とともに、地方財政法第5条の特例となる市債（臨時財政対策債）の発行を余儀なくされていることから、市債残高が右肩上がりに積み上がっている状況である。このことから義務的経費は大幅な増額となることが確定的であり、本市の財政は極めて憂慮する状況にあると言わざるを得ない。また、財政の健全化を判断する指標のひとつである27年度の実質公債費比率（3ヵ年平均）は0.3%と前年度の0.4%より0.1ポイント改善し、早期健全化基準である25%を大きく下回っているが、将来負担比率は前年度の21.2%から44.1%と22.9ポイントも急上昇したことは、市債残高の増加をはじめとする約83億円相当の新たな負

担の影響により、後年度の財政運営を圧迫する一因となる状況が明らかであることを再認識しなければならない。

以上のことから、ひっ迫した財政状況下で持続可能な財政運営を行ない、優先的課題を実現するためには、全庁一丸となって、行財政改革の取り組みを強化し、人件費や扶助費などの義務的経費を含めたすべての歳出を見直しするとともに、歳入では財源確保の強化を図り、歳出と歳入の両面から財政構造の改革に取り組んでいく必要がある。

II 平成29年度の財政見通し

歳出面では、第3次実施計画における29年度の普通建設事業費は数年来最大の約120億円が計画されている。このうち大型の計画事業としては、焼却処理施設基幹的設備改良事業、本庁舎再整備事業、（仮称）柳島スポーツ公園整備事業、市民文化会館再整備事業、道の駅整備推進事業、萩園地区産業系市街地整備事業、今宿小学校給食調理場建設事業などであり、これらの事業は、市債を主な財源とすることから後年度の歳出（公債費）の増嵩に繋がることは言うまでもない。

また、扶助費や人件費の上乗せのほか、保健所運営に係る経費がそれぞれ新たに増加することが確実であり、さらなる経常的経費の増大は避けられない状況である。

一方、歳入面では、8月末に総務省より示された「平成29年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」に基づき、保健所の運営に係る経費の増を含んでも、普通交付税は減額が見込まれ、臨時財政対策債は増額が見込まれる。

また、歳出に見合う歳入を第3次実施計画では見込んでいたが、予見できなかった歳入（財源）不足が確定的となっている。その主な要因としては、市税収入のうち市民税収入では、直近の推計で「毎月勤労統計調査地方調査月報（神奈川県）」における給与の伸びが見込めないことから5億円の減、国等の収入では、10%で見込んでいた消費増税の先送りにより地方消費税交付金が3億円の減、28年度の社会資本整備総合交付金の実績交付額を鑑みると3億円の減がそれぞれ想定される。

さらに、このような状況に加え、第3次実施計画に位置づけられてはいない待機児童解消対策においては、国の方針により是が非でも優先的に行わなければならなくなったことから、29年度～31年度の所要経常一般財源で20億円が必要となり、とりわけ29年度は5億円である。

以上のことや第3次実施計画事業費の精査を踏まえ、財政収支の見通しを再推計すると29年度の予算編成における財源不足額（一般財源）は、合計で約59億円の結果となった。

当該約59億円という大幅な財源不足を前にすれば、今後の予算編成過程においては、第3次実施計画事業の先送りや見直しも含めた、今までにない経常的経費の大幅な削減が必要となるので、理解と協力を願いたい。

Ⅲ 予算編成の基本方針

このような厳しい財政状況の中であっても、市民生活に深く関わる

緊急的なさまざまな課題等については、全庁をあげて的確に対応していかなければならない。

そのためには、聖域を設けることなく、すべての施策・事業において、これまでの成果を踏まえて、休廃止を含めた見直しを断行していくためには、様々な工夫をして、歳出の削減に努めることが不可欠である。

そこで、各部局においては、業務棚卸評価などでの議論やPDCAサイクルに基づき検証した成果を積極的に活用し、事業の内容を精査するとともに、優先順位を見極め自主的に事業の見直しを行い、より優先度の高い事業へ財源を配分していくこととします。

しかしながら、前述のとおり、一般財源の基幹税目である市税収入などの歳入規模と比較して、歳出規模があまりにも膨れ上がっている状況を鑑みながら、身の丈に合った厳しい予算編成となることを覚悟していただきたい。

以上の基本的な認識のもと、各部局長においては、財源の確保はもちろんのことであるが、優先順位を踏まえた事業選択を徹底すること。また、市民ニーズに即した施策の展開を視野に、事業手法についても工夫した中で、事業の縮減・統合・先送り・廃止を断行するなど、全職員が相当の覚悟をもって編成作業にあたる必要がある。

予算査定においても以上の方針を基にした、厳しい査定になることを理解願いたい。

IV 予算編成手法について

1 第一次経費について

平成18年度予算編成から、各部局が主体的に事業の方向性を判断

し、より一層、質の高いサービスの提供とコスト意識の向上を図り、効率的な行政経営を行うために従来の「積み上げ方式」から一定の予算枠を各部局に付与する「枠配分方式」を導入した。

さらに27年度からは、経常経費の徹底した見直しを行うため、一件査定を実施しているところであるが、引き続き29年度においても同様に一件査定を実施する。

(1) 部局長主導による予算調整

部局の主体性を最大限に発揮していくため、各部局長は、部局内での要求内容について事業の見直しの議論を行い、庶務担当課が中心となり事業費の精査に努め、各部局へ提示した一般財源額を超えないよう予算調整を行った上で、要求書を提出すること。

また、第一次・二次経費共通事項ではあるが、基本理念（政策領域）ごとの議論を行い、その中で何が優先すべき課題なのかを見極めて、庁内横断的に調整を図ること。

(2) 要求基準内での要求

厳しい財政状況の下での予算編成となることから、第一次経費（一般財源）の要求額は、28年度当初予算における第一次経費（一般財源）の額から財政課で調整した配分額を上限とすることから、各部局においては予算編成の基本方針との整合を図り、既存の事務事業に固執することなく、ゼロベースで見直しするとともに、事業手法の見直しによる事務事業の優先度を的確に把握して取捨選択を行った上で、一般財源額と事務事業の実施に伴い収入される特定財源により、予

算を編成するものとする。

また、当初予算において事業費への一般財源の充当を機械的に枠内におさめ、年度途中で不足額を生じさせたり、国庫支出金等の特定財源を過大に見積もり、歳入欠陥を生じさせたりすることがないように留意すること。

(3) 内部努力による新たな財源調整

28年度には歳入として予算化されていなかった財源や29年度から新たな財源の創出等については、現状の状況を鑑み、今まで以上に積極的に財源確保に努めること。

2 第二次経費（前述1以外）について

第二次経費の要求にあたっては、先にヒアリングを行った案件については、的確に反映させることで、一般財源ベースで約59億円の財源不足額を圧縮させること。

各部局において、厳しい財政状況の中、事業の必要性、緊急性、内容、実施方法及び事業費の妥当性などについて、さらに十分な精査をするとともに、再度徹底したゼロベースからの見直しにより経費を最大限節減した上で要求額をさらに抑えるよう努めること。

なお、一般財源不足の状況を踏まえて、第3次実施計画で採択されていない事業については、原則認めないとともに、第3次実施計画額以上での要求は認めないことを、承知されたい。

V 予算編成にあたっての留意事項

1 年間予算の編成

事務事業の計画的な執行を図るため、年間予算を見積もること。見積もりにあたっては、27年度以前の決算状況及び28年度の執行状況を踏まえること。

2 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査・分析し、地方行財政に関する国の制度改正の動向等の情報収集に努めることとし、それにかかわる財源を正確に捕捉し、過大、過小とならないよう留意すること。

特に、制度の変更が生じてくることが予想されるものについては、関係機関との連絡を密にし、遺漏のないよう努めること。

(1) 市 税

市税収入については、新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、より一層の収納率の向上に取り組む、また、保険料など税外収入を所管する部局と緻密な連携を図りながら、自主財源の確保を積極的に行うこと。

(2) 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮しつつ、受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を求めるよう配慮すること。

(3) 使用料及び手数料

維持管理経費等の原価を考慮した中で、市民の負担の公平を確保するため、利用者負担の割合の適正化を図ることのできるよう検討すること。

なお、指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入した場合、施設の利用料金は指定管理者の収入となるので、詳細な事項については、企画経営課（行政改革担当）と協議すること。

(4) 国・県支出金

国・県支出金等については、関係機関との連絡を密にし、積極的に最新の情報を収集することはもちろんのこと、交付要綱等を精読し、補助対象を的確に反映するとともに、新たな財源の確保を行うよう努めること。

28年度も当初の見込みに満たない事業が見受けられる。したがって、情報収集に努め、現状の額の確保はもとより、さらなる上乘せを求めるために、関係機関へ積極的に何度でも粘り強く働きかけるとともに、確実に当初予算に反映すること。

(5) 市債

市債については、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮し、その必要性を十分精査するとともに慎重な運用に努めること。

(6) その他

未利用市有財産の積極的な売却や市資産を広告媒体として活用した広告収入の確保のほか、受益者負担の原則を徹

底し、これまで以上に自主財源の確保に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費

義務的経費である人件費については、効率的・効果的な行政経営をめざし、経営改善方針に位置付けた総人件費の抑制という視点から、業務の効率化を進めるなど、特に職員給与費の抑制に向けた取り組みを推進すること。

また、各部局において、前年度に行ったワークライフバランスの推進による働き方の見直し等で、事務の見直しを行った結果を基に、実効性のある職員の負担の軽減や時間外勤務手当等の人件費の抑制を的確に反映させること。

(2) 扶助費

義務的経費の中でも、特に顕著な伸びである扶助費については、大幅な伸びにより財政の硬直化の大きな要因となっている。現在の社会経済情勢に合った事業への再構築や社会的かつ時代的にも使命を終えたと判断される事業や市単独事業は、廃止や抜本的に見直しを行い抑制を図ること。

(3) 補助金・負担金

補助金については、「茅ヶ崎市における補助金等の見直しについて」で示した基準に基づき見直した上で、支出の必要性を見極めて削減していくこと。

特に5年以上にわたって継続している補助金については、原則縮小の方向を目指しながら手法の検討を含めて対応すること。

なお、各種行政協議会等の負担金については、前年度に引き続き削減、廃止に努めること。

(4) 予算の繰越

年度内の事業の完了が見込めず、繰越する事業が近年増加しており、議会等でも指摘されている。よって、予算要求に当たっては、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、年度内に完了するよう事業量を精査し、進捗管理を徹底するとともに、事業規模等の削減を図り、予算規律を順守すること。特に地権者をはじめ、関係機関等との調整を要する事業については、スケジュール管理を徹底し早期に調整を図ること。

(5) 債務負担行為等

整備事業などの新たな債務負担行為等を設定または変更を要する事業については、将来の財政負担や財政健全化法に基づく将来負担比率への影響を考慮する必要があるため、設定する限度額の基となる事業計画の圧縮を図ること。

(6) 土地の先行取得

実施時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

(7) 今年度実施した行政評価の結果及び第3回定例会で行われた決算審査の過程で明らかになった課題については、部局内で十分な協議を行った上で反映させること。

4 特別会計及び公営企業会計の予算要求について

本市の厳しい財政状況を考慮し、各特別会計に対する繰出金・負担金については、可能な限り一般会計への負担の軽減を図ること。

そのため、事務事業の必要性や効果の観点から絶えず見直しを行い、経営改善の徹底に努めること。

また、制度の見直しなど、常に最新の情報を取り入れるよう努めること。

(1) 国民健康保険事業

保険給付費の増加に対応するため、診療報酬明細書の点検業務をさらに徹底し、給付内容を検証するとともに、特定健康診査の実施率を確実に引き上げること。また、受益者負担の適正化を図り、一般会計への負担の軽減に努めること。

保険料収入については、税部局と協力の上、収納率の向上に努めること。

(2) 後期高齢者医療事業

一般会計からの繰入金の対象となる経費の内容や保険料収入など、歳入歳出ともに精査し、的確な予算要求を行うよう努めること。

(3) 介護保険事業

介護保険事業については、「第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と整合性を図り、計画的かつ円滑な事業運営等に努めること。

(4) 公共用地先行取得事業

既に借り入れた市債の償還に要する経費を見積もること。

実施時期が確定していない事業用地の先行取得は原則認めない。

(5) 公共下水道事業

下水道整備については、「茅ヶ崎市下水道整備計画」及び「茅ヶ崎市公共下水道維持管理計画」に基づき事業量を精査するとともに、国庫補助金の動向を見極め、財源の確保に努めること。また、経営の合理性・能率性を発揮し、健全な事業経営に努めること。

受益者負担金については、負担の公平の観点から適正な徴収に努めること。

(6) 病院事業

病院事業については、平成28年度中に策定する新たな経営計画の趣旨を踏まえ、経営の健全化に努め、一般会計が負担すべき経費が軽減できるように努めること。

- 5 その他予算要求書作成に関しては、「平成29年度経費区分基準表」、「平成29年度当初予算要求書作成要領」及び「予算要求基準」に基づくこと。